

海津市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成24年6月7日に海津市議会第2回定例会を海津市議場に招集する。

平成24年5月17日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１７名）

１番	伊 藤 秋 弘 君	２番	山 田 武 君
３番	赤 尾 俊 春 君	４番	浅 井 まゆみ 君
５番	六 鹿 正 規 君	６番	藤 田 敏 彦 君
７番	山 田 勝 君	８番	堀 田 みつ子 君
９番	川 瀬 厚 美 君	１０番	松 岡 光 義 君
１１番	服 部 寿 君	１２番	水 谷 武 博 君
１３番	飯 田 洋 君	１５番	星 野 勇 生 君
１６番	永 田 武 秀 君	１７番	西 脇 幸 雄 君
１８番	森 昇 君		

不応招議員（なし）

平成24年海津市議会第2回定例会

◎議事日程（第1号）

平成24年6月7日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第4号 平成23年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 議案第40号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第41号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第42号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第43号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第44号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第45号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第47号 物品購入契約の締結について

◎出席議員（17名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君

7番	山田勝君
9番	川瀬厚美君
11番	服部寿君
13番	飯田洋君
16番	永田武秀君
18番	森昇君

8番	堀田みつ子君
10番	松岡光義君
12番	水谷武博君
15番	星野勇生君
17番	西脇幸雄君

◎欠席議員（なし）

◎欠員（1名）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	渡 邊 良 光 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	水 谷 明 寛 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	鈴 木 照 実 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次長兼サンリバー はつらつ事務長	水 谷 辰 巳 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	教育委員会事務局 次長(施設担当)併 総務部財政課課長 (施設担当)	岡 田 健 治 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	菱 田 義 博 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 木 栄 君
教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 課 長	徳 永 廣 徳 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 木 彰	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開会宣告

○議長（森 昇君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成24年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番 服部寿君、12番 水谷武博君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（森 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月15日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間とすることに決定しました。

◎報告第4号 平成23年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第47号 物品購入契約の締結についてまで

○議長（森 昇君） 日程第3、報告第4号から日程第20、議案第47号までの18議案を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、平成24年度海津市議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件9件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第4号の平成23年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成23年度海津市一般会計予算のうち、民生費の老人福祉施設等整備事業で1億4,600万円、土木費の津屋川改修工事負担金で100万円、教育費の小学校空調設備整備事業で9,721万円、中学校空調設備整備事業で4,063万円をそれぞれ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

次に、報告第5号の専決処分の報告につきましては、本年1月10日に、平田町今尾地内の市道海津21006号線において、公用車と原動機付自転車との丁字路内での接触事故が発生し、原動機付自転車を運転していました市内在住の被害者に対して人身の賠償金を支払うものがあります。地方自治法第180条第1項の規定により平成24年3月19日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第6号の専決処分の報告につきましては、本年2月3日に平田町今尾地内の海津市役所平田庁舎敷地内において、公用車と普通自動車との衝突事故が発生し、普通自動車を敷地内に駐車していました市内在住の被害者に対して賠償金を支払うものであります。地方自治法第180条第1項の規定により平成24年3月19日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第7号の専決処分の報告につきましては、昨年12月17日に大垣市万石地内の公道上において、公用車と普通自動車との衝突事故が発生し、普通自動車を運転していました市外在住の相手方に対して賠償金を支払うものであります。地方自治法第180条第1項の規定により平成24年3月26日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第8号の専決処分の報告につきましては、本年2月27日に南濃町志津地内の丁字路において、公用原動機付自転車と軽自動車との接触事故が発生し、軽自動車を運転していました市内在住の相手方に対して賠償金を支払うものであります。地方自治法第180条第1項の規定により平成24年4月20日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第9号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成23年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）を平成24年3月30日付で専決処分に付したものであります。

補正の内容につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ37万円を追加し、補正後の予算額を収益的収入及び支出、それぞれ7億3,427万円とするものであります。

収益的支出で、平成23年度水道事業会計決算処理に伴い消費税37万円を追加いたしまして、その補正財源を水道使用料で充てるものであり、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第10号の専決処分の承認を求めることにつきましては、中部圏の都市整備区域、

都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正が平成24年4月1日に施行されることに伴い、特例の対象となる期間を2年間延長する中部圏都市開発区域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を平成24年3月30日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第11号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されることに伴い、公的年金等の所得のみの者が寡婦（寡夫）控除を受ける場合の申告書の提出を不要とすることや、平成24年度の固定資産税の評価がえに伴い、土地に係る負担調整措置等の継続を3カ年延長する等の内容の海津市税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第12号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されることに伴い、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例により、3年を7年に延長する海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次に、人事案件3件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成24年9月30日に任期満了となります海津市平田町須賀384番地、片野規子委員を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第40号の海津市監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成24年6月11日で任期満了となります海津市南濃町奥条351番地の柴田清文氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第41号の海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成24年7月18日に任期満了となります平田町野寺1194番地1の飯田正樹氏にかわり、平田町蛇池2237番地の小山正二氏を新たに公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件1件について、その概要を御説明申し上げます。

別冊1、議案第42号の平成24年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ4,887万9,000円を追加し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ158億3,387万9,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、教育費の教育総務費、教育指導費で、西江小学校が実践的

防災教育総合支援事業県委託金交付に伴い、その事業費として消耗品費等10万円を追加し、小学校費、学校管理費で、奈良市の榊原氏からの寄附金を財源にし、城山小学校遊具新設100万円のほか、吉里小学校留守家庭児童教室空調設備改修164万7,000円の施設修繕工事費を追加し、中学校費、学校管理費で、日新中学校南舎屋上防水改修2,228万9,000円、平田中学校南舎屋上防水改修2,052万4,000円、城南中学校校舎給水管改修55万1,000円の施設修繕工事費を追加し、保健体育費、体育施設費で、市内（海西・吉里・大江）小学校防球ネット設置及び改修工事費647万5,000円を追加いたしました。

また、嘱託員の配置がえ等による報酬、共済費、賃金の組み替えにより、ゆとりの森管理費、商工総務費、都市計画総務費、図書館費、国体推進費で1,057万6,000円を減額し、塵芥処理費、教育委員会事務局費、生涯学習センター管理費で686万9,000円を追加しました。

歳入につきましては、県支出金で実践的防災教育総合支援事業委託金10万円、寄附金で小学校費指定寄附金100万円、市債で中学校屋根防水事業債4,060万円、繰越金で、今回の補正の一般財源として前年度繰越金717万9,000円を追加いたしました。

続きまして、条例案件等について順次御説明申し上げます。

議案第43号の海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、給料の切りかえに伴う経過措置に関する附則の中に、55歳を超える職員の給料等の引き下げに関する規定を設けるため、一部改正をするものです。

議案第44号の海津市防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、海津市地域防災計画に係る議会への報告を義務づけるため、一部改正するものです。

議案第45号の海津市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、海津市平田体育館のトレーニング室の使用料等について追加するため、一部改正するものです。

議案第46号の工事請負契約の締結につきましては、海津市統合庁舎整備工事（第Ⅰ期）について、5月23日に事後審査型条件付き一般競争入札を実施した結果、7社の入札となり、岐建株式会社と契約金額13億1,775万円（税込み）で契約締結するものです。海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

議案第47号の物品購入契約の締結につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の購入について、5月23日に指名競争入札を実施した結果、7社の入札となり、最低価格でありました株式会社ウスイ消防と契約金額4,935万円（税込み）で契約締結するものであります。海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

以上、申し上げました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第４号の平成23年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第２項の規定による報告ですので、質疑、採決は行いません。

また、報告第５号、報告第６号、報告第７号及び報告第８号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第２項の規定による報告ですので、質疑、採決は行いません。

それでは、報告第９号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑はなしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第９号を採決いたします。

お諮りします。報告第９号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、報告第９号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第10号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第10号を採決します。

お諮りします。報告第10号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、報告第10号 専決処分の承認を求める

ことについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第11号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第11号を採決します。

お諮りします。報告第11号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、報告第11号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第12号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第12号を採決します。

お諮りします。報告第12号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、報告第12号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。諮問第1号について、適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につ
き意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、議案第40号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑
を許可します。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。議案第40号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて、こ
れに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 海津市監査委員の選任に
つき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第41号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。議案第41号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第42号から議案第45号までの4議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第42号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第43号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第44号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 2件お願いします。

この条文は、せんだっての市長のお答えのとおり新たにつくっていただきまして、ありがとうございました。

ただ、作成をし、修正したときは速やかに議会に報告する、いわゆる報告義務がつくられただけでありまして、議員の意見を聞く場というのはどういうお考えなのか。あわせて、議会とはどういったところを想定されているのか。この2点をお願いします。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 議会の意見につきましては、防災会議の委員に議長さんがメンバーとして入っておりますので、議長さんの意見をもって議員さんの意見というふうを考えております。

それと、報告の場でございますが、全員協議会だと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。議長が議会を代表する代表権は確かに与えてあります。しかし、議長の意見が議会の意見でないことは御承知おきください。

続いて、議会はどういったことを指すか。いわゆる言論の府であるこの本会議場が議会と私は思っておりますが、全員協議会がいつから議会になってしまったのか。それなら議会に報告するんじゃなくて、全員協議会で議員に報告する、そういうことになるのではないのでしょうか。いわゆる議会とは、その認識がちょっと違うと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 私の認識が間違えておりました。議会で報告をさせていただきます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第45号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） ここにはトレーニング室を追加して、グラウンドゴルフの1回を2回にということではありますけれども、このトレーニング室になったところを利用するに当たって、ちょっとお尋ねしておきたいと思って質問をさせていただくんですが、この利用するに当たっては施設の予約をしますよね。そういうのは、あらかじめ教育委員会に予

約をするというふうになっておりますし、それが3日前というふうにあるんですね。それはどの施設もそうなんですけれども、たまたま体育の施設の場合には、やむを得ない理由があると認められるという、そういった条文も含めてあるんですけれども、これは教育委員会がやむを得ない理由があると認めるというものの、だれが認めるのかというのか、要はその施設を管理しているところなのか、それとも教育委員会のところまで言わなくちゃいけないのか、ちょっとそこら辺のところも、トレーニング室となると割と中高生だとか、きょうはちょっとみんなでトレーニングという場合も想定されるのではないかなということとか、普通に、ふだん予定もちょっと立たないけれども利用したいという方もあると思うんですけれども、そういったときに、3日前に利用の予約をしなくちゃいけないというのがあると、なかなか難しいところがある。

確かに、体育の施設条例の施行規則の中には認めるとはあるんですけれども、それをどこまで認めるのかとか、そういう細かいところが、その人の対応になってしまわないかということをやちょっと危惧するんですけれども、その部分についてだけ教えていただければなあと思うんですけれども。

○議長（森 昇君） 教育委員会スポーツ課長 徳永君。

○教育委員会スポーツ課長（徳永廣徳君） 今の御質問でございますが、予約は3日前というふうになっております。

突然に借りに見える方も中にはお見えですけれども、現在、昼間職員や日日雇用で対応しておるところは対応できるわけでございますが、夜になりますとシルバーを使っております。これにつきましては、会計規則とか、そういうのに伴いまして、職員として公文書、それから料金の取り扱いができないことになっておりますので、そういったかげんもございまして、緊急の場合、特に夜間でございますが、そういった場合は使っていただけないという規則になっておりますので、御理解いただきたいです。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） わかりました。

例えば、その公文書を扱えないというふうになっていきますけれども、他の施設なり何なりのところでの、全くその施設を使うためには、その施設の中にある責任者のオーケーがないとだめということなんですよね。

そういったことは、あらかじめきちんと皆様にお知らせするなり何なり、こうしてお聞きしたのもありますので、皆さんにお知らせしていくということもできるかなと思っているんですけれども、何でこのときは借りられたのに、このときは借りられなかったのかという声を聞きますので、その分についてきちんとお知らせしていただきたいと思っておりますし、

それとともに、子どもだけでは利用できないということもちょっと聞いたんですけども、そこら辺のところはどうなっていますでしょうか。それをお願いできますか。

○議長（森 昇君） スポーツ課長 徳永君。

○教育委員会スポーツ課長（徳永廣徳君） ただいまの質問でございますが、子どもさんだけという場合、ごく小さい方は特別ですけども、小学校以上の方は同じように使っていただけます。

それから、今、3日前とお答えいたしました、日中は職員、並びに日日雇用がおる施設につきましては、部屋があいておれば職員が対応できますので、その辺は広く、利用者の申請があった場合は使っていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） その使える子どもさんというのは、要は小学生以上であれば、その小学生だけでもオーケーということなんですか。だれか1人は保護者なり責任者がいないとだめなのか。その辺のところは、これは体育施設だけのことでしょうか。ちょっとそこだけ、もう一度お願いします。

○議長（森 昇君） スポーツ課長 徳永君。

○教育委員会スポーツ課長（徳永廣徳君） 体育施設の場合は、今までも小学生のみでも使っておりますので、特に幼児の関係は、申しわけございませんが、余り私も見たことございませんが、小学校の団体で使われるということは以前もありましたので、特に支障はないかと思えます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第42号から議案第45号までの4議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第45号までの4議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月14日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、日程第19、議案第46号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 契約の内容というよりは、この契約に至るまでの間に、当然この3月に予算が認められてしまったというふうな流れではありますが、その後、住民の方への説明会とかを開かれるのかなと期待しておったんですけれども、その説明会はどの程度開かれていますでしょうか。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 5月に行われました自治連合会議の場におきまして説明をさせていただきました。また、海津市の、食生活改善協議会の総会の場でも説明をさせていただきました。また、市長が出席しております各種会合の場でも説明をさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 本当にこういう大きな事業であれば、自治連合会に説明されましてと言われましたけれども、各地域のところに行ってもきちんと説明するというのが本来なんじゃないでしょうか。

はっきり言って、この予算自体に本当に疑問を持ってみえる方だってあったわけですし、見直しの請願を出された方だってあったわけですので、それを考えれば、やっぱりそれぞれの地域に出かけていくというふうな、市長が出席されたところだけで説明しましたよじゃなくて、きちんと日にちをとって、そういうことが必要なんではないでしょうか。

それとともに、契約内容の事後審査型条件付きという、この部分というのはどういった意味でしょうか、それも含めてお願いします。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） まず条件ですが、一般競争入札で公告に条件をつけさせていただきました。

いろいろ条件はございますが、岐阜県内に本店、支店、営業所を有するものであって、海津市の建設工事入札参加資格者名簿に建築一式工事として登録され、有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の総合評定値が1,500点以上のものであること等の条件をつけさせていただきました。一般競争入札でございますので、入札後、事後に審査をいたしまして、落札者とする公告をさせていただきました。以上でございます。

○議長（森 昇君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） この庁舎、私もけさほど入ってくるとき、ロビーにパース等々、予算

等々も概略で示されておった広告なんですか、それを拝見しました。たしか約20億という数字が出ておったのかなあと。今これ、それに比べると随分安いんじゃないかなあという気もいたします。安いのを喜んでいいのか、安かろう悪かろうという心配をどうなんだろうと。私はそういったことをちょっと危惧する部分があるんですけども、なぜならば、若干参考のためにお話をさせていただきますけれども、この案件とはまた別になりますけれども、プールの問題。

プールの天井の断熱材が湿気を帯びて、その重みで天井が落ちたと。これはまさしくどこに間違いがあるのかということ、私は考えております。

なぜ天井裏に防湿シート、もしくは天井材に断熱材を吹きつけたような材料を使わなかったのかなあと。若干それは高くつくのかなあとは思いますが、ああいった事故が起きた場合、今回プールには人がいなくて、けが人もなかったという不幸中の幸いとは思いますが、しかし、それだけで喜んでおるわけにはまいりません。

こういった、今回も予定価格を皆さんにお知らせした。また、私どももお聞きしたのが概算約20億で聞いております。そういった中で、行政のほうが入れました予定価格が17億5,000万、それに対して13億1,000云々と。

これは、私ども本当に安く上がるでいいなと思って喜んでいいのか、ちょっと首をかしげるんですけども、その点、今回のプールのような形で何か事故が起きるのではないのかなあと。あんまり安いのはどうなんだろうという心配もありますけれども、その点はどのように考えられますか。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 今回の入札に際しましては、最低制限価格、これは地方自治法施行令167条の10の第2項により、一般競争入札により工事または製造その他について請負の契約を締結しようとする場合においては、あらかじめ最低制限価格を設けることができるという規定がございます。

また、総務大臣及び国土交通大臣からの公共工事の入札及び契約の適正化の推進の通知によりまして、ダンピング対策の強化については緊急に措置に努めるべき事項とされておりまして、ダンピング受注は工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序をゆがめ、建設業の建設の発達を阻害するおそれがあるということで、最低制限価格を適切に活用してダンピング受注の排除を徹底することとされております。

具体的には、契約ごとに予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、契約担当官等の定める割合を乗じて得た額とされており、今回の予定価格の10分の7から10分の9までの範囲において、最低制限価格を設定しております。具体的には予定価格の75%でございます

が、これを上回っておりますので、適正であると判断いたしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 適正には間違いないと、私もそうだろうと思います。

しかし、私ども議会に対して、かねてより概算の約20億という数字を聞いております。それに対して、財政課のほうは安くなったからいいんじゃないかというようなお気持ちがあるのか、1点だけお願いします。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 概算工事費でございますが、Ⅰ期工事分として18億、Ⅱ期分として4億5,000万で、22億5,000万というふうに概算工事費としてはお知らせしております。今回の工事はⅠ期分のみでございますので、予算は約18億円でございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 関連でお知らせください。

この事業を行うに当たり、監理業務の委託先、あわせてその金額。それから、現在、3月第1回定例会で債務負担を起こしております。この金額の改正の予定。それから、あの約束事の1つに地元還元30%というのがついておりました。それはどういった約束事で、今後指導されるのか。この3点をお願いします。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） まず1点目の質問でございますが、監理業務につきまして、5月23日に入札を行いまして、契約金額1,575万円、これは平成25年10月31日までの金額でございますが、株式会社内藤建築事務所が落札をいたしました。

2点目の債務負担行為につきましては、今後工事を進める中で変更も考えられますので、年度末に調整をさせていただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 財政課課長施設担当 岡田健治君。

○教育委員会事務局次長（施設担当）併総務部財政課課長（施設担当）（岡田健治君） ただいまの御質問、工事契約額に對しまして30%、この額による下請業者への指導をどうするかということでございますが、入札時点にその内訳、計画書を出していただいております。それをもとに、今後、業者におきまして実施に向けての対応がされると思いますので、内容につきまして今後の確に確認しがてら進めていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 年度末調整、そういうことがあり得る。だけど変更がついてくるというのは、想定の中に、この事業を進められたんでは当初の目的から逸脱してしまう形になる可能性もあります。したがって、債務負担を起こしたこの2年間の事業の中で、今年度の予算9億余りありましたが、その金額を修正しないと、残りの金額で25年度分の事業を推進するのか。出来高の計算だけで物事を進めてもらおうと、議会が何のために承認したかわからなくなります。したがって、24年度分の事業、それから25年度分の事業、これをトータルの工事の実施計画書にやっぱり示すべきではないでしょうか。

今回は、特に機械部門等が入っておりますんで、これが同時にできるわけないと思うんですね、手順的には。だから年度別で計算するんじゃないくて、当初から計画どおり推進されることを願っております。

それから、今、計画書に基づいて御指導願うとおっしゃいました。

その計画書たるものが、一般公表されておられませんのでどんなことかわかりませんが、鉛筆一本から地元に還元できるような指導をしなければならんと思うんですね。これがメイン事業であるこの統合庁舎の事業であろうと私は考えます。いわゆる市民のお金が大手さんに渡ってしまっただけで地元には何のメリットもない、こんなことのないように願っております。

それから、これは先ほど申し述べるのがおくれましたが、この工事に対して、図面への質問事項が大きく出されております。そういったものへの対応、それから委託業務の業者の名前が出ておりませんので、それを公表してください。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） まず、委託業者の入札に関する情報でございますが、これにつきましては、ホームページで公表をしております。

○議長（森 昇君） 財政課課長（施設担当） 岡田健治君。

○教育委員会事務局次長（施設担当） 併総務部財政課課長（施設担当）（岡田健治君） 先ほど申されました、この事業に係ります経費等を地元に還元ということでございますが、その件につきましては重々認識しておるつもりでございますので、工事の業者の方はもとより、資材の発注等につきましても、今後定例会において業者への指導を徹底していきたいと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） この議会で聞いたことが公表できないというのは不思議や。

これはネットでお知らせしますとおっしゃっていますね。既に5月の入札結果については出しているんですね。したがって、きょうは公開すべきじゃないでしょうか。落札業者のお名前は、金額をおっしゃったんですので当然お出しになるべきやと。議長、そう思いませ

んか。したがって、公開しておりますでは、議会では成り立っていないということを指摘して、お答えください。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 失礼をいたしました。

資料としてもう既に公表しておりますので、その資料を出させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 資料提出するなら今出しなさいよ。そんな中途半端なお答えは、この議場では成り立っていませんので、名前を言うか、資料を提出するなら今配ってください。

議長、お願いします。

○議長（森 昇君） ここで、5分ほど休憩いたします。10時に再開したいと思います。

（午前9時53分）

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

（午前10時00分）

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 財政課長、大変失礼しました。

内藤建設さんの名称が入っておったように聞いております。隣の議員さんから指摘を受けました。大変失礼しました。

ただ1点だけ、市長、これは私の要望で聞いておいてください。

今、団塊の世代がふえてまいりまして、現場で図面を持った人があちらこちらで見受けられます。当然大手の監督さんも見ますが、そういった方を巻き込んだ行政の管理監督、これを私は望みたいと思います。

専門的な分野は我々ではわかりませんので、希望としてとらえてください。質問ありがとうございました。

○議長（森 昇君） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第47号 工事請負契約の締結について、反対の討論を行いたいと思います。

予算が可決されているのに、今さらという意見があることは重々承知の上で今こうして反対の討論をさせていただくんですけれども、今まで統合庁舎については、これまでも規模の問題であるとか、本当にこの震災に対して不安があるという声もお聞きしますので、問題提起をしてまいりました。

この進め方について、本当に余りにも、この見直しを求めてきた市民の方々に対して不親切な対応をしているのではないかと考えております。市長が出かけられたところでは説明をしている、自治連合会では説明をしている。でも、それぞれの地域において説明会をしているというわけではありません。

ぜひとも、この契約の締結について、実際の内容については特に何を言えるかということ、専門家ではありませんので、その点についてはなかなか申し上げにくいところもございますけれども、でも、住民の方の気持ちに沿って、この行政というものはやっていっていただきたい、そういったことを住民に対しての丁寧な説明を求めて、この工事請負契約の締結について反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 賛成討論ございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） はい。

○12番（水谷武博君） 今、堀田議員の反対討論でございますけど、工事請負契約の締結についてが議題でございますので、趣旨に反対という討論には、この場にふさわしくないと思います。趣旨は趣旨で理解ができます、堀田議員の。ただ、この場が違うんじゃないかと私は思いますけど、議長、いかがでございますか、撤回を求めます。

○議長（森 昇君） そのとおりだと思います。

討論をこれで終わりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 水谷武博君。

○12番（水谷武博君） 今この場で、反対討論で、この請負契約の締結の反対討論にふさわし

くないと思います。

これは例えばの話、一般質問でおやりになるとか、これは結構でございますけど、この場の反対討論にふさわしくない中身だったと思いますので、議長、そういうことであるなら今のをなしにさせていただくとか、こういうことにしないと、ルール上、私は違うと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） まず1つ、議案第47号と言ってしまいましたけれども、46号でございます。済みません、申しわけないです、その部分は。

今、水谷議員が言われたことなんですけれども、私としてはこの議案というか、この締結をもう少し先延ばししてもいいんじゃないかということで申し上げたつもりです。ぜひとも、締結をする前にやることがあるだろうというふうな意味で反対をさせていただきました。中身と関係ありますでしょう、これでしたら。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 私も水谷議員と同様に、いわゆる討論に値しないという判断でおります。

いわゆる議案第46号 工事請負契約の締結についてが議題でありまして、この締結に関して、例えば一般競争入札が違法であるじゃないかと。岐建がどうかであるかということで、これはいかんという反対討論ならわかるんですが、経過についてのことはその前のことでありまして、この議案に対しての反対討論には僕は値しないと。

ですから、私は議長に対して討論の撤回というか、取り消し、いわゆる削除をお願いいたします。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） しばらく休憩します。

（午前10時06分）

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

（午前10時25分）

○議長（森 昇君） 先ほどの堀田議員の工事請負契約の締結についての討論がございました。これは締結のことですので、中身については若干問題があるのではないかとほかの議員から指摘がございましたけれども、議長として、拡大解釈をする意味で、反対討論というふうにさせていただきます。

今後、議運の中で、このことについてもこれからはっきり決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたしたいと思います。

御異議がありますので、議案第46号については起立により採決をいたしたいと思います。

議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 総数16名、起立12名、起立多数ということで、原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、続きまして日程第20、議案第47号 物品購入契約の締結についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 山田勝議員。

○7番（山田 勝君） ちょっと教えていただきたいんですが、こういったものが、この田舎周りでどうしても必要不可欠な水槽付きの消防車という思いで買われるんですが、これは今までにもあったのか、新しく購入されるのかということ。

このポンプ車があったらという実感が過去にもあったのか、なかったのか。そんなこともあわせて教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 水槽付消防ポンプ自動車につきましては、これまでもございまして、更新するものでございます。

既存の車両につきましては、平成7年に採用しましたものでございまして、消防車として、基本的にはこの水槽付消防ポンプ自動車と普通ポンプ自動車のペアで出動いたしまして、この水槽付消防ポンプ自動車が火点直近につきまして、水を積んでおりますので、すぐ放水できるように、そのような形で使っております。ですから、必要不可欠だと私は思っております。以上でございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。議案第47号 物品購入契約の締結について、原案のとおり可決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 物品購入契約の締結につ
いては、原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、次回は6月8日に再開しますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さまでご
ざいました。

（午前10時31分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年6月7日

議 長 森 昇

署 名 議 員 服 部 寿

署 名 議 員 水 谷 武 博